

当面の検討課題

産業構造審議会知的財産分科会 第13回意匠制度小委員会
令和4年9月9日



特許庁政策推進懇談会について

問題意識

- 近年の様々な技術革新は、デジタルとリアルが融合した新領域でのビジネス創出の可能性を広げている。他方で、デジタル化・グローバル化の進展により、日本企業は厳しい競争環境にさらされており、一層厳しい状況となっている。
- 大企業に加え、中小企業・スタートアップ、大学等の知財活用の更なる促進が喫緊の政策課題である。イノベーションの促進、日本企業の競争力強化に向けて、これらの環境の変化や新たな課題に対応した知的財産制度に改善するとともに、支援の在り方についても検討し、中小企業・スタートアップ・大学を含むユーザーの利便性を一層高める必要がある。
- あわせて、特許庁自身も一層のデジタル化による効率的な業務に取り組んでいく必要がある。

⇒ **令和4年4月**に有識者からなる**特許庁政策推進懇談会**を立ち上げ、5回開催。
同年6月30日に、**報告書**をとりまとめ。



特許庁政策推進懇談会で示された、知的財産政策に関する今後の検討の方向性等も踏まえつつ、各論点について、産業構造審議会知的財産分科会の各小委員会において、ご議論いただく。

当面の検討課題

意匠制度小委員会

- 新規性喪失の例外適用手続 等

(参考) 商標制度小委員会

- 他人の氏名を含む商標
- コンセント制度
- e-filing納付 等

(参考) 特許制度小委員会

- 一事不再理
- 手続関係（オンライン送達、公示送達、優先権証明書オンライン化、書面手続デジタル化）
- 「実施」の定義
- 裁定における営業秘密等関係書類の閲覧制限
- ライセンス促進策 等

※書面手続デジタル化等、意匠・商標に関わる論点については、意匠制度小委員会及び商標制度小委員会においても報告予定

※SaaSサービスに対応した特許の「実施」の定義に関しては、訴訟係属中の事件に係る論点であることを踏まえ、今年度は調査研究を実施予定

当面の進め方

- 月1回程度の開催（予定）
- 議論が深まった論点については、適時に方向性をとりまとめる